

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	モルドバ国立美術館視聴覚・展示機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	モルドバ国立美術館視聴覚・展示機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	16,300千円 H19.1.26まで	H18.1.27 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 グアレリウ・ラザル経済貿易大臣	H18.2.8 70号
モルドバ	モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	モルドバの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むモルドバの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	400,000千円 -----	H18.3.3 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 グアレリウ・ラザル経済貿易大臣	H18.3.28 151号
モルドバ	貧困農民支援に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	220,000千円 H18.3.31まで	H18.3.3 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 アナトル・ニコデシニコ農業食品産業大臣	H18.3.28 152号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。